

令和 8 年 7 月 14 日
山 梨 労 働 局

山梨地方最低賃金審議会の開催について

標記審議会を下記のとおり開催いたします。

本審議会の傍聴を希望される方は、下記 6 の傍聴要領によりお申し込み下さい。

記

1 審議会名 第 2 回山梨地方最低賃金審議会

2 日 時 令和 8 年 7 月 24 日（金） 午前 10 時 00 分～

3 場 所 山梨労働局 1 階大会議室
甲府市丸の内 1 - 1 - 11

4 議 題

（1）今後の審議日程について

（2）令和 8 年度地域別最低賃金改正の目安について（伝達） 外

5 傍聴予定人員 若干名

6 傍聴要領

- （1） 傍聴希望者は、傍聴希望者ごとに、①傍聴を希望される審議会（本審又は部会）の開催日、②住所、③氏名、④電話番号、⑤勤務先（職業）を明記の上、往復はがき等でお申し込み下さい。

申し込み先 ： 〒400－8577

甲府市丸の内 1－1－11

山梨労働局 労働基準部 賃金室

TEL 055-225-2854

- （2） お申し込み締切日は、令和 8 年 7 月 21 日（必着）です。

お申し込みはお一人様 1 回に限り有効です。

- （3） 傍聴席に限りがありますので、希望者多数の場合は抽選となります。

抽選結果については、後日、返信はがき等により連絡いたします。

7 その他

- （1） 傍聴される場合は、別紙の「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を厳守して下さい。

- （2） 駐車場が狭いため、お車での来庁はご遠慮ください。

- （3） 身体が不自由な方等は、傍聴の際に申し出て下さい。

また、介護者を同伴する場合も、介護者の氏名とともに申し出て下さい。

- （4） 不明な点がありましたら、山梨労働局賃金室へお問い合わせ下さい。

別 紙

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 携帯電話・スマートフォン等の電源は、必ず切って下さい。
- 2 会場内で、ビデオ、カメラ、ＩＣレコーダー等による撮影、録音はできません。
- 3 審議における言動に対し、発言、賛否の表明、拍手等を行うことはできません。
- 4 銃刀類をはじめとする危険物、プラカード・旗・のぼり・横断幕等の持ち込みはできません。
また、会場内ではヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等の着用もできません。
- 5 その他、会場内では静粛を旨とし、審議の妨害となるような行為は慎んで下さい。
また、審議会会長及び事務局職員の指示に従って下さい。

＊ 上記事項に反する行為を行う場合は、退去を命ずることがあります。

山 梨 労 働 局